

告発状補充書

令和4年2月3日

宮崎地方検察庁

検事正 竹中 理比古 殿

マスダ 検事 殿

日向市浜町3丁目29番地

告発人 黒木 紹光

貴庁宛提出済み「令和3年6月21日付告発状」につき、次の通り補充する。

第1 補充の趣旨

告発事実について、個別の行為別に特定する。

第2 告発事実の特定

1 株式会社コーソクによる不正軽油の製造（法144条の三十二第1項の一違反）

株式会社コーソク（特約業者）は、自社が経営する日向木協Service Station（宮崎県日向市日知屋16464-8）において、平成31年4月15日頃、宮崎県知事の承認を受けずに、軽油と灯油を混和して不正軽油となる炭化水素油を製造した。

本行為は、法144条の三十三第1項及び第6項の一に該当する。

2 ENEOS株式会社による不正軽油の製造に要する原材料の提供

(1) ENEOS株式会社は、九州支店（福岡県福岡市博多区上川端町12番20号）を通じて、平成27年1月頃から平成29年12月まで、不正軽油の原材料に用いられることを知りながら、日向木協SSにおいて株式会社コーソク（特約

業者)が経営する日向木協SSに灯油を提供した。

本行為は、法144条の三十三第2項及び第6項の二に該当する。

(2) ENEOS株式会社は、九州支店(福岡県福岡市博多区上川端町12番20号)を通じて、平成31年4月15日頃、不正軽油の原材料に用いられることを知りながら、日向木協SSにおいて株式会社コーソク(特約業者)が経営する日向木協SSに灯油を提供した。

本行為は、法144条の三十三第2項及び第6項の二に該当する。

3 株式会社コーソクによる軽油引取税の脱税(法144条の十三及び十八第1項の五違反)

株式会社コーソク(特約業者)は、自社が経営する日向木協SSにおいて、平成31年4月15日頃、宮崎県知事の承認を受けずに製造した軽油と灯油を混和した不正軽油である炭化水素油を、自社の建設機械の燃料として消費したにもかかわらず、平成31年5月31日までの申告納付期限までに申告納付を行わなかった。

すなわち、本消費は、法144条の三第1項の一により、軽油引取税のみならず課税に該当するので、法144条の十三及び十八第1項の五に定められた申告納付について、租税を逃れる意思を持って申告しなかった罪に該当する。またこの場合、不正軽油消費量全体に課される税を免れた場合の脱税と、混和した軽油につき通常の販売量に含めて「特別徴収義務者」として納税し、混和した灯油量に課される税のみを免れた場合の二通りの脱税が想定される。

いずれにしても、本脱税行為は、法144条の四十一第5項に該当する。

以上